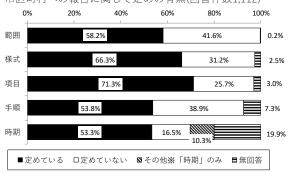
介護事故報告に対する市町村の対応

社保審一介護給付費分科会

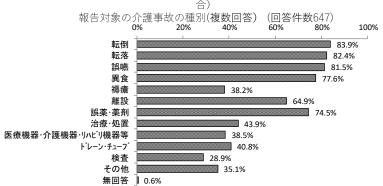
第194回 (R2 11 26)

- 施設による介護事故報告の「範囲」を定めている市区町村は58.2%であり、転倒、転落、誤嚥、 告として求めている場合が多かった。また、「様式」を定めている市区町村は66.3%だった。
- 介護事故情報について、39.6%の市区町村で「事故報告を提出した施設に対して指導や支援」 Ⅰ他の施設の実地 指導や助言」に活用している一方で、30.7%の市区町村で活用されていなかった。
- 報告された介護事故情報は、半数以上の市区町村で集計や分析が行われているが、46.7%の市区町村では集計や 分析が行われていなかった。

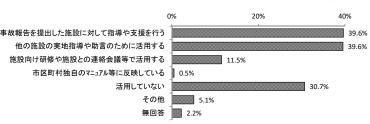
(市区町村が施設に介護事故の報告を求めている場合) 市区町村への報告に関して定めの有無(回答件数1,112) 60% 40%



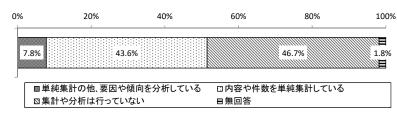
(市区町村が施設に報告を求めている介護事故の範囲を定めている場 合)



市区町村における介護事故情報の活用状況(複数回答)(回答件数1,173)



市区町村に報告された介護事故情報の集計・分析状況(回答件数1,173)



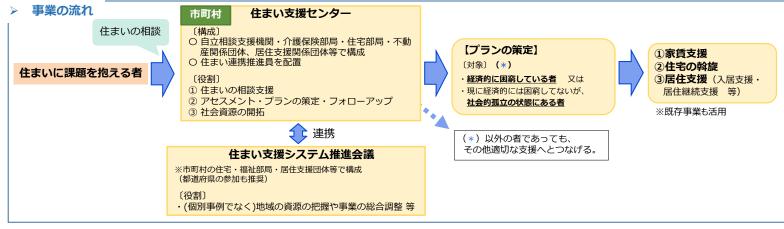
【出典】平成30 年度 介護報酬改定検証・研究調査((6)介護老人福祉施設における安全・衛生管理体制等の在り方についての調査研究事業)

令和4年度 住まい支援システム構築に関する調査研究事業

第8回全世代型社会保障構築会議 (令和4年11月11日)資料より抜粋

23

住まいの課題解決に向けたサポート体制の構築のため、複数の自治体において、住まいに課題を抱える者に対する住まい支援について、総合的な相談対応 や一貫した支援を行える実施体制を整備するとともに、見守り支援や地域とのつながり促進支援など、地域共生の観点を取り入れたマネジメントを行う仕組み を導入する等のモデル的な事業を実施(令和5年3月とりまとめ予定)。



モデル地域 と検討課題

ニーズが顕在化(都市部) ①北九州市(政令市)

②座間市(首都圏)

ニーズが潜在(地方小規模都市)

③伊丹市

4)岩沼市

⑤輪島市

【検討課題】

- 住まい確保方策の検討
- システム構築の課題

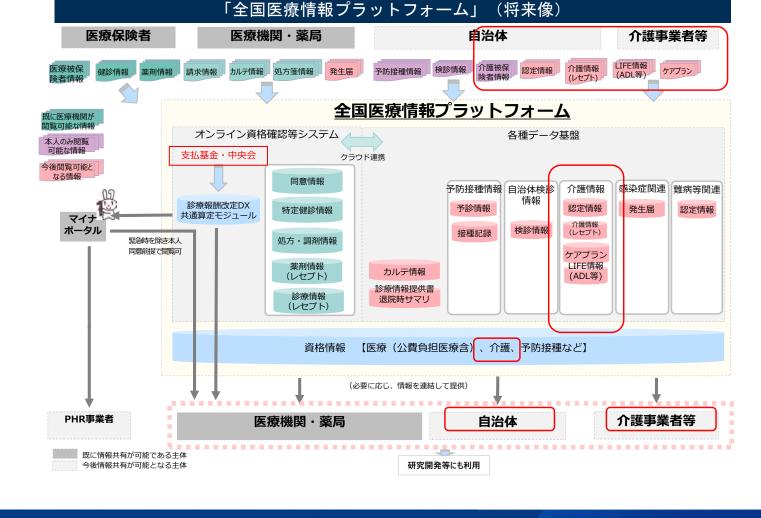
【検討課題】

- 「住まい」課題の明確化
- 対応する体制整備の課題

具体的な検討事項(実施地域) ※「住まい」ニーズ:入居及び居住継続の両方のニーズ

- 1. 「住まい支援センター」機能の提供体制(①~③)
- 2. 住まい支援のマネジメントシステムの試行
 - ○顕在化しているニーズへの相談支援の体制(①~③)
 - ○複合化する「住まい」ニーズ・過去事例等から「住まいニーズ」の把握(①~⑤)
- ○住まい連携推進員の機能と役割検討(①~③)
- 3. 支援メニューの整備・開発
- ○住まいの確保策の検討(①~③)
- ○地域や社会とのつながり支援の方策(①~⑤)

24



地域包括ケアシステム構築状況の自治体点検ツール(仮称)について①

- 次期介護保険事業計画の期間内に2025年を迎え、さらに2040年を展望するにあたり、今後、地域包括ケアシステムのさらなる深化並びに地域共生社会への発展につなげる効果的な施策の展開を図っていくためには、各保険者(市町村)において、生産年齢人口の減少等の資源制約が厳しくなっていく状況下で、地域ごとの実情を踏まえながら、施策や事業について優先順位を付けながら取り組むことが必要。
- そのためには、それぞれの保険者(市町村)が、現在の各市町村の地域包括ケアシステムの構築状況を振り返り・点検するとともに、地域の実情や特徴に応じた取組を自律的に検討し実行していく必要がある(=保険者の「地域マネジメント」機能)。
- 保険者(市町村)の「地域マネジメント」を支援するため、地域包括ケアシステムの構築状況を、総合的に自己点検・自己評価するための支援ツール等を国が提供する。

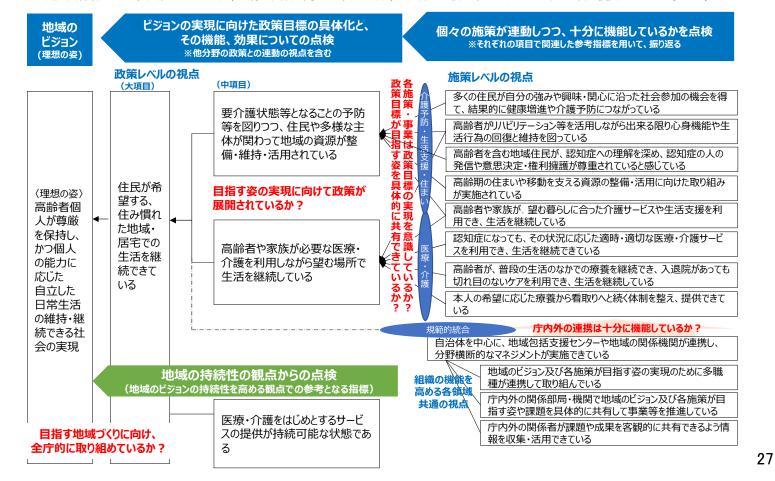
介護保険部会意見書(R4.12.20)(抄)

(地域包括ケアシステム構築に向けた保険者への支援)

- 今後、各保険者において、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、更なる取組を進めることができるよう、保険者(市区町村)がその構築状況について自己点検することを進めることとし、その参考となる手法を国が例示することが適当である。
- 来年度の第9期介護保険事業(支援)計画の策定プロセスにおいて、各保険者(市区町村)がその構築状況の自己点検を実施することにより、その結果を計画に反映できるよう、国として支援することが適当である。
- こうした自己点検を行う際には、①自治体の住民の参加、②既存の取組における指標等の最大限の活用、③地域の規模、体制等に応じた複数の方策の提示、④都道府県や地方厚生局の役割といった視点を考慮することが適当である。 26

|株)日本総合研究所『地域包括ケアシステムの構築状況の点検ツール〜住み慣れた地域で暮らし続けられる社会の実現に向けて〜』令和3、4年度厚労省老人保健健康増進等事業

以下の枠組みと視点で、地域包括ケアシステムの機能性と効果を振り返る。その際、各項目に関連した参考指標を用いて、これまでの成果と今後の課題を具体化する。(地域のビジョンや政策目標の実現に向けて、個々の施策が十分な機能を果たしているか、今後、何を優先すべきかを考える。)



地域包括ケアシステム構築状況の自治体点検ツール(仮称)について②

点検ツールを活用した地域包括ケアシステム構築状況の振り返り



■ R4.10~人口規模1万人~70万人の 12市町村をモデルとして実施

モデル事業での市町村の声

- これまで、個々の事業の整備と評価のみに向き過ぎていた視点を、そもそもの目的は何かを再認識することができた。
- 多くの事業を実施してきたなかでの行き詰まりを感じていたが、目的を整理することで事業の優先順位や連動性の認識が強まった。
- 点検ツールの共同作業を契機として地域支援事業部門と介護給付部門の課内・部門同士での協議ができ、視点の共有ができた。
- 庁内の他部門(健康推進部局、住宅・交通・農漁産業経済・生涯学習部門等)との協議を進めるきっかけができた。
- 委託先の地域包括支援センター職員や生活支援コーディネーターを交えた話し合いのきっかけができた。
- 業務多忙でなかなか出来なかった担当者間での認識の共有や、経験の差がある職員間での認識合わせができた。
- これを整えれば、本市が目指す計画の方向性が見えて、市民への計画の説明がしやすくなると思う。

想定される活用例

地域包括ケアシステム 構築での課題の棚卸し

次期計画策定における これまでの振り返り

庁内外の関係機関との 意識の共有 (規範的統合)

地域づくり加速化事業等市町村支援との連動

- ─• 地域包括ケアシステムの各要素を網羅的に点検・評価することできる。(課題の「棚卸し」)
- 第8期介護保険事業計画を含めてこれまでの振り返りと連動することにより、第9期の計画策定に向けた検討の充実に資する。(特に地域支援事業等「地域づくり」に関すること。)
- 住民を含め庁内外関係機関等との意識共有(「規範的統合」)を進めるフォーマットとして活用。
- / _● 連携体制の構築や担当者の意識醸成等、自治体内の組織構築(チーム・ビルディング)への活用。
- 地域の状況分析により、個別分野のさらなる強化/弱みの克服、事業の優先順位等の検討に活用。
- ◆ 共通の視点による分析により、都道府県等による市町村支援においても汎用的に活用可能。

28

保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

令和 5 年度当初予算案 (一般財源) 150億円(200億円) ※ () 內は前年度当初予算額 (消費稅財源) 200億円(200億円)

1 事業の目的

○ 平成29年の地域包括ケア強化法の成立を踏まえ、客観的な指標による評価結果に基づく財政的インセンティブとして、平成30年度より、保険者機能強化推進交付金を創設し、保険者(市町村)による高齢者の自立支援、重度化防止の取組や、都道府県による保険者支援の取組を推進。令和2年度からは、介護保険保険者努力支援交付金(社会保障の充実分)を創設し、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することにより、これらの取組を強化。

○ 令和5年度においては、秋の行政事業レビューや予算執行調査などの結果を踏まえ、アウトカム指標に関連するアウトプット・中間 アウトカム指標の充実や、評価指標の縮減等の見直しを進めていく。

2 事業スキーム・実施主体等

- 各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村支援の取組に対し、評価指標の達成状況(評価指標の総合得 点)に応じて、交付金を交付する。
 - ※ 介護保険保険者努力支援交付金(消費税財源)は、上記の取組の中でも介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業(包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業)に使途範囲を限定。

【実施主体】

都道府県、市町村

【交付金の配分に係る主な評価指標】

- ①PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化 ④介護予防の推進
- ②ケアマネジメントの質の向上 ⑤
- ⑤介護給付適正化事業の推進
- ③多職種連携による地域ケア会議の活性化 ⑥要介護状態の維持・改善の度合い

【交付金の活用方法】

<都道府県分>

高齢者の自立支援・重度化防止等に向けて市町村を支援する各種事業(市町村に対する研修事業、リハビリ専門職等の派遣事業等)の事業費に充当。

<市町村分>

国、都道府県、市町村及び第2号保険料の法定負担割合に加えて、介護保険特別会計に充当し、地域支援事業、市町村特別給付、保健福祉 事業など、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な事業を充実。

「補助率・単価」

定額(国が定める評価指標の達成状況(評価指標の総合得点)に応じて、交付金を配分)

【負担割合】

【事業実績】

国10/10 交付先47都道府県及び1,571保険者(令和4年度)

介護保険制度の見直しに関する意見 (保険者機能強化推進交付金等関係の記述)

令和4年12月20日 社会保障審議会 介護保険部会取りまとめ

適切な指標による

美精評価

要介護状態の概

地域ケア会議の前

特·改善度合

催狀況 審 インセンティブ

結果の公表

財政的インセ

ンティブ付与

〈交付金を活用した保険者機能の強化のイメージ〉

取組内容•

の記載

分析支援

目標の計画へ

保険者機能の発揮・向上(取組内容)

都道府県が研修等を通じて市町村を支援

(保険者機能強化推進交付金等)

- 保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金については、平成30年度(介護保険保険者努力支援交付金については令和2年度)に創設され、制度創設から5年目を迎えているところであるが、2つの交付金の役割分担が不明確であること、評価指標と高齢者の自立支援や重度化防止、介護給付費の適正化などの成果との関連が必ずしも明確になっていないことなどの課題がある。このため、保険者機能強化に向けたより実効性の高い仕組みとする観点から、次のような見直しを行うべきである。
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性をより高めていくため、
 - 保険者機能強化推進交付金については、介護保険事業計画の進捗管理や介護給付費の適正化に関する取組など、地域包括ケアの構築に向けた基盤整備の推進を図るものとする一方、
 - ・ <u>介護保険保険者努力支援交付金については、介護予防・健康づくり等の地域包括ケアに関する取組の充実</u>を図るもの、

<u>としてそれぞれ位置付け、評価指標についても、こうした位置付けに沿って見直すことが適当</u>である。 その際、令和4年度予算執行調査結果等を踏まえ、<u>評価を行う保険者の負担にも配慮し、評価指標について</u> <u>は、可能な限り縮減することが適当</u>である。

- 現在のプロセス等に関する評価指標については、平均要介護度の変化率等のアウトカム指標との関連性が不明瞭であることから、これらとアウトカム指標との関連性をより明確にするため、アウトプットや中間アウトカムに関する評価指標の充実を図ることが重要である。
- 評価結果については、現在、一定の評価テーマごとの得点獲得状況を厚生労働省HPにて公表しているが、 地域において評価結果を共有し、当該評価結果も踏まえた保険者等の更なる取組を促す観点から、得点のみで 保険者等における取組の全てを評価すべきでないことにも留意しつつ、個別の評価項目ごとの得点獲得状況に ついて公表することが適当である。

29

給付適正化・地域差分析(介護保険部会意見書より抜粋)

介護保険制度の見直しに関する意見 (令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)

(給付適正化・地域差分析)

- <u>介護給付費の地域差改善と給付適正化は、相互に関係し合うものであり、一体として進めていくことが重要</u>である。
- 地域差分析の取組を推進する観点から、国として、地域包括ケア「見える化」システムの更なる機能改善を行うことが必要である。
- 給付適正化の取組を推進する観点から、介護給付適正化主要5事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ効果的・効率的に 事業を実施するため、新たな取組を含めた事業の重点化・内容の充実・見える化を行うことが重要である。その際、<u>都道府県ごとに不</u> 合理な地域差の改善や給付適正化に向けて管内保険者と議論を行う場で議論を行うこととし、保険者を支援することが必要である。
- 前回の調整交付金の見直しの際に導入された、保険者に一定の取組を求める措置について、自治体によって地域資源、体制等地域の 実情が異なることや本来の調整交付金の調整機能に留意しつつ、引き続き一定の取組を求めることが必要である。

31

ケアマネジメントの質の向上(介護保険部会意見書より抜粋)

介護保険制度の見直しに関する意見 (令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)

(ケアマネジメントの質の向上)

- ケアマネジメントに求められる役割、I C T やデータの利活用に係る環境変化等を踏まえ、ケアマネジメントの質の向上及び人材確保の観点から、第 9期介護保険事業計画期間を通じて、包括的な方策を検討する必要がある。
- その際には、**法定研修のカリキュラムの見直しを見据えた適切なケアマネジメント手法の更なる普及・定着を図るとともに、オンライン化の推進など 研修を受講しやすい環境を整備していくことが重要である。**さらに、法定外研修や JT等によるケアマネジャーの専門性の向上を図ることが重要であり、国としても周知を図っていく必要がある。加えて、各都道府県における主任ケアマネジャー研修の受講要件等の設定状況を踏まえ、質の高い主任ケアマネジャー養成を推進するための環境整備を行うことが必要である。

また、介護サービス全体として、科学的介護が推進されているところ、ケアマネジメントについてもケアプラン情報の利活用を通じて質の向上を図っていく ことが重要である。

- ICTの活用状況などを踏まえて更なる業務効率化に向けた検討を進めていくことが重要である。ケアプランの作成におけるAIの活用についても、実用化に向けて引き続き研究を進めることが必要である。
- 公正中立性の確保も含めケアマネジメントの質を向上させていくためには、ケアマネジャーが十分に力を発揮できる環境を整備していくことが重要であり、 上記の業務効率化等の取組も含め、働く環境の改善等を進めていくことが重要である。
- また、現在マイナンバー制度を活用した「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の構築について検討が行われているところであり、ケアマネジャーに関する資格管理手続の簡素化等に向けて、こうしたシステムが活用できるような環境整備が必要である。